

## 令和7年度「学際領域展開ハブ形成プログラム」公募に関する FAQ

### 【公募要領「2(1)公募対象とする機関」関係】

(問) 令和5年度・6年度の採択機関(中核機関、参画機関)が申請することは問題ありませんか。また、令和7年度の申請機関が他の申請の参画機関になることや、一つの機関が複数の申請の参画機関になることは問題ありませんか。

(答) 内容が重複していなければ、特段問題ありません。

(問) 一つの大学から複数の申請を行うことは可能でしょうか。

(答) 可能です。

(問) 大学共同利用機関や共同利用・共同研究拠点ではありませんが、申請することは可能でしょうか。

(答) 公募要領に記載のとおり、それらに準じ、「大学等の枠を超えて他機関の研究者が参画する共同利用・共同研究体制・機能を有する機関」であれば申請することができます。

(問) 計画の進展に伴い参画機関が増えることが想定されるが、どのように記載すればよいでしょうか。

(答) 申請段階において参画機関となる全ての機関について記載してください。今後の計画や構想については、様式3(申請内容)の中で説明してください。

(問) 様式2の申請機関・参画機関の名称・長は、「大学」単位ではなく、「センター」や「研究所」単位で記載すればよいでしょうか。

(答) そのとおりです。

### 【公募要領「2(4)支援期間及び評価」関係】

(問) 5年目終了時目途に実施する中間評価や「中間評価以外にも、必要に応じて拠点の活動状況や計画の進捗状況等についての報告を求める場合がある」ことについて、具体的な実施方法や内容は決まっていますか。

(答) 具体的な実施方法等については、本事業に関する推進委員会において検討を行い決定することとしており、現時点では決まっておられません。

### 【公募要領「2(5)経費」関係】

(問) 「5千万円を基準」とありますが、「5千万円」は10年間の合計ではなく、単年度の額という理解でよいでしょうか。

(答) そのとおりです。

(問) 参画機関に経費を配分することは可能でしょうか。

(答) 参画機関は補助事業者ではありませんので、中核機関経由で補助金を交付することはできませんが、補助事業の一部を委託するものとして、参画機関と委託契約を締結するなどして補助事業費を支出することは支障ありません。参画機関での執行を予定される場合は、申請機関と参画機関の間で委託契約等結ぶなど適切に管理を行ってください。

(問) 一般管理費や間接経費を申請することは可能でしょうか。

(答) 経費には、一般管理費や間接経費分は含まれておりません。公募要領 2(5)イ)経費の範囲に記載されている経費のみ執行可能となっています。

### 【公募要領「5(1)申請書類等の提出方法」関係】

(問) 説明動画を作成する目的は何ですか。例えば、PowerPoint のスライドを活用した簡単な動画でも大丈夫ですか。また、説明者は学長や機関の長でなくても問題ありませんか。

(答) 説明動画は、審査を行う事業推進委員会の有識者が、申請内容を理解するための参考とするものです。有識者は必ずしも申請内容に関する分野の専門家ではない場合もあるため、申請内容を分かりやすく、かつ、簡単に説明をお願いします。

説明動画は、申請機関の負担にならない範囲で作成していただければよく、PowerPoint のスライドを活用するなど、申請機関において対応しやすい方法で作成してください。また、説明者は学長や機関の長でなくても問題ありません。